

再生利用業個別指定証

津市指令環政第708号

令和8年3月24日

住所 松阪市五主町1313番地

氏名 株式会社 司

代表取締役 松村 亜矢子 様

津市長 前 葉 泰 幸



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 ~~第2条第2号~~ 第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の個別指定を受けた者であることを証明します。

| | | |
|--------------------|---|--|
| 指 定 年 月 日 | 平成20年6月20日 | |
| 指 定 番 号 | 第9号 | |
| 事業の範囲 | 再生活用及び再生輸送の別 | 再生活用 |
| | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 津市内から発生する木くず・草（但し、市外からの搬入については、事前に排出市町村から津市に協議を要する。） |
| 再生利用の方法 | 木くず破砕機による木くずの製紙原料化 処理能力：4.4 t/日（8時間） | |
| 取引関係 | （株）おやつカンパニーほか9社 | |
| 有効期間 | 令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで | |
| 再交付・書換え交付（理由及び年月日） | 更新 | |